
「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

日証協 平成 21 年 2 月 17 日

本協会では、本年 2 月 17 日の自主規制会議において、「有価証券の引受け等に関する規則」等を一部改正した。

従来、主幹事会員は、上場会社等のエクイティファイナンスの引受けを行う際に、当該上場会社等の会社関係者が未公表の重要事実を知りながら自社株等の取引を行っている事実を発見した場合は、各社の判断によってエクイティファイナンスの引受けを中止し、一定期間経過後に引受けの再検討を行うこととされてきたところである。

先般、上場会社の役員が、公募増資実施直前に自社株を売却したことが判明したため、一旦当該公募増資を中止した後に、再度公募増資を実施した案件に絡み、同社が株式の発行を行うことを決定した事実を当該役員がその職務に関し知り、この事実が公表される日以前に自社株を売付けた行為が内部者取引違反と認定され課徴金を徴収された案件が発生したことから、従来主幹事会員の判断により行われてきた内部者取引の有無の確認及びエクイティファイナンスの再開の取扱いについて、一定のガイドラインを策定すべきではないかとの指摘を受け、「会員における引受けのあり方に関する検討会」において、検討を行ってきたところである。

今般、当該検討会における検討結果を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

・改正の趣旨

従来、主幹事会員は、上場会社等のエクイティファイナンスの引受けを行う際に、当該上場会社等の会社関係者が未公表の重要事実を知りながら自社株等の取引を行っている事実を発見した場合は、各社の判断によってエクイティファイナンスの引受けを中止し、一定期間経過後に引受けの再検討を行うこととされてきたところである。

今般、上場会社の役員が、公募増資実施直前に自社株を売却したことが判明したため、一旦当該公募増資を中止した後に、再度公募増資を実施した案件に絡み、同社が株式の発行を行うことを決定した事実を当該役員がその職務に関し知り、この事実が公表される日以前に自社株を売付けた行為が内部者取引違反と認定され課徴金を徴収された案件が発生したことから、従来主幹事会員の判断により行われてきた内部者取引の有無の確認及びエクイティファイナンスの再開の取扱いについて、一定のガイドラインを策定すべきではないかとの指摘を受け、「会員における引受けのあり方に関する検討会」において、検討を行ってきたところである。

当該検討会における検討結果を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

・改正の骨子

主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。）が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。）を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。（第 31 条第 1 項）

主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。（第 31 条第 2 項）

主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前 6 か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が の規定により取

り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。（第31条第3項）

主幹事会員は、 の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月（自己株式の処分による売出し以外の売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。

（第31条第4項）

その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

- 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制1部 担当：佐々木、齋藤（TEL 03-3667-8647）

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>(引受けの中止時等の取扱い)</u> 第 31 条 <u>主幹事会員は、上場発行者の役員(金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。) が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等 (第 2 条第 1 号に規定する株券等のうち、不動産投資信託証券を除く。以下この条において同じ。) の取引(金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。) を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。</u> 2 <u>主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。</u> 3 <u>主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日(公表がなされるものに限る。) 前 6 か月の間において、当該上場発行者による株</u>	(新 設)

新	旧
<u>券等の募集又は売出しを行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。</u> <u>4 主幹事会員は、第1項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月（自己株式の処分による売出し以外の売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。</u> （この規則によらない引受け） 第 32 条 （ 現行どおり ） （海外発行についての準用） 第 33 条 （ 現行どおり ） （この規則の一部の適用除外） 第 34 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第 17 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 4 項、第 19 条並びに第 28 条第 3 項第 5 号 2 （ 現行どおり ） 7	（この規則によらない引受け） 第 31 条 （ 省 略 ） （海外発行についての準用） 第 32 条 （ 省 略 ） （この規則の一部の適用除外） 第 33 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 新規公開に際して行う株券の募集 第 17 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 4 項、第 19 条並びに第 28 条第 3 項第 5 号 2 （ 省 略 ） 7

新	旧
付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	

「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 21 年 2 月 17 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(海外発行についての準用) 第 13 条 規則第 33 条第 3 項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。 付 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	(海外発行についての準用) 第 13 条 規則第 32 条第 3 項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正（案）に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成 21 年 2 月 17 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正（案）について、平成 21 年 1 月 15 日から 2 月 4 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（ 2 社 12 件 ）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	コメント	考え方
1	総論	企業にとって、実質的に株式等の募集・売出しが 6 か月間にもわたって停止されるということは、企業経営に重大な影響を及ぼすものである。 この点、会社が組織的に関わった違法行為ではなく、あくまで役員個人の責任に帰されるべき事由で、一律に株式の募集・売出しを一定期間禁止するのはバランスを欠く。ステークホルダーに重大な損害を与える場合や、緊急に資金調達すべき場合などについて、例外措置を設けるなど、柔軟な対応が望まれる。	今回の改正は、上場発行者の役員個人が株券等の募集又は売出しの未公表の重要事実を知りながら自社株式の売買が行われたことにより、証券市場の信頼性が損なわれたことを契機として改正するものであり、個々の役員が売買を行うことについて規制するものではなく、株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら、当該上場発行者が発行した株券等の取引（金融商品取引法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。）があったことを確認した場合には、主幹事会員に対して引受行為を規制するものであります。 また、自己株式の処分による売出し以外の大株主の売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とすることとしています。

項番	該当条文	コメント	考え方
2	第 31 条第 1 項	上場会社の「役員」以外の募集又は売出しに深く関与する担当部署の責任者（例えば、経営企画部長、財務部長又は経理部長）が当該上場会社により行われようとする未公表の募集又は売出しの情報をもとに、自社株式の売買を行っていたことを主幹事会員が確認した場合にあっては引受けの規則の適用は受けないという理解でよいのか。	当該規定は、ミニマム・スタンダードとして、上場発行者の役員の売買のみを対象としており、主幹事会員各社が、募集又は売出しの計画を知り得る可能性の高い部署である経理部、財務部、経営企画部、社長室（これに類似する業務を行う部署を含む。）の責任者等による売買が行われたことを確認した場合は、主幹事会員の判断により、個別事例ごとの実態に即し、重要性の判断をした上で対応がなされるべきものと考えられます。
3	第 31 条第 1 項	上場会社の役員により株券等の募集又は売出し以外の未公表の重要事実を知りながら、自社株式の売買が行われたことを主幹事会員が確認した場合にあっては第 31 条の適用は受けないという理解でよいのか。	上場会社の役員により株券等の募集又は売出し以外の未公表の重要事実を知りながら、自社株式の売買が行われたことについては、第 31 条の適用は受けないこととなります。しかしながら、主幹事会員が確認した場合の引受判断については、規則の趣旨に鑑み、取引の実態に応じて、主幹事会員が判断するべきものと考えられます。
4	第 31 条第 1 項	上場会社の役員により未公表の募集又は売出し（自己株式の処分による売出しを含む。）を行うことを知りながら自社株式の売買が行われ、当該募集又は売出しが金融商品取引法関係府令の軽微基準及び適用除外に該当するような場合（例えば、払込金額の総額が 1 億円未満の場	第 31 条においては、金融商品取引法関係府令に準じた軽微基準（払込金額の総額が 1 億円未満の場合等）は設けておりません。しかし、金融商品取引法第 166 条第 6 項各号に該当する取引（たとえば、役員持株会を通じた買付け等）については第 31 条の規制対象の取引からは除

項番	該当条文	コメント	考え方
		合等)、どのように取扱われることとなるのか。	くことが考えられます。 したがって、趣旨を明確にするため、記述を修正いたします。
5	第31条第1項 及び第4項	第31条第1項の規定により、大株主の売出しの引受けを中止した場合、第31条第4項の規定により6か月超経過した後であっても、当該売出しの引受けを再開できないとの理解でよいのか。	第31条第1項の規定により、引受けが中止された自己株式の処分による売出し以外の売出しは、同条第4項の適用は受けることとなりますが、自己株式の処分による売出し以外の売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とすることとなります。 なお、趣旨を明確にするため、記述を修正いたします。
6	第31条第1項 及び第4項	第31条第1項の規定に基づく引受けの中止については、自己株式の処分以外の売出し(大株主による売出し)も含めることとなるが、同条第4項の規定に基づき一旦中止した後における再度行う引受けの中止については対象外となる。例えば、上場発行者による自社株式の処分による売出し及び大株主による売出しが同時に行われる場合、第4項の規定により主幹事会員が引受けを中止の対象となるのは、上場発行者による自社株式の売出しのみとなるとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
7	第31条第2項	同項の確認を主幹事(証券会社)が行おうとするとき、	第31条第2項が規定する書面とは、上場発行者から主

項番	該当条文	コメント	考え方
		上場発行会社は、「役員が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（１項）」ではないと証明するために、いかなる書面を提出する必要があるのか。	幹事会員を宛て先とする確認書であり、「募集及び売出しの準備期間中において、役員が未公表である自社の株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引がなかった」旨を記載する書面となっております。
8	第 31 条第 2 項	主幹事（証券会社）が、同項書面による確認をしても、株式等の募集・売出し行為が実行された後に、「当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集または売出しを行うことを知りながら行った取引（２項）」であったことが判明した場合、どのように実務対応するのか。	主幹事会員は第 1 項及び第 2 項に基づいて引受けを行った後において「当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引」であったことを確認した場合には、次回の株券等の募集又は売出しについて、第 4 項の趣旨に基づき対応することが望ましいと考えます。
9	第 31 条第 2 項	法人関係情報が発生してから発行決議日までの間が「準備期間中」と考えられるが、そのような理解でよいのか。	「準備期間中」は、募集又は売出し等の検討開始日から発行決議日までの間と考えられます。
10	第 31 条第 2 項	中止の原因となった取引を行った役員が複数日に渡って取引を行っていた場合には、決議予定日に近い取引実施日を基準とすることでよいのか。（また、複数人による複数日の取引についても同様に、取締役会決議日に近い取引実施日を基準とするということによりよいのか。）	貴見のとおりと考えられます。

項番	該当条文	コメント	考え方
11	第 31 条第 3 項	同項の確認を主幹事（証券会社）が行おうとするとき、上場発行会社は、「役員が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（１項）」ではないと証明するために、いかなる書面を提出する必要があるのか。	第 31 条第 3 項が規定する書面とは、上場発行者から主幹事会員を宛て先とする確認書であり、「募集又は売出しを実施するに当たり、発行決議日前 6 か月の間において、株券等の募集又は売出しを行う計画が規則第 31 条第 3 項の規定により取り止められたことがない」旨を記載する書面となっております。
12	第 31 条第 3 項	仮に募集・売出し行為が既に実行された後、「上場発行者の役員が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（１項）」であったとの事実が判明した場合には、どのような実務対応をとるのか。	主幹事会員は第 1 項から第 3 項に基づいて引受けを行った後において「当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引」であったことを確認した場合には、次回の株券等の募集又は売出しについて、第 4 項の趣旨に基づき対応することが望ましいと考えます。

以 上